

岩手県介護老人保健施設大会開催要項

①大会開催の主旨

介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）に勤務する職員が一同に会し、相互の知識と技術を提供し合い交流と親睦を深めながら、老健施設での良好なサービスの提供と機能役割を十分に発揮していくため、岩手県介護老人保健施設大会（以下「大会」という。）を開催するものである。

②開催の時期及び回数

大会の開催時期は、大会幹事施設（以下「幹事施設」という。）に一任し、年1回開催する。

③開催会場

大会会場は、原則として盛岡市内の施設及びホテル等を会場とする。

④幹事施設

幹事施設は、圏域で開設年次の順に選定し、幹事圏域施設が協力して開催する。幹事圏域の開催年度は、次のとおりとし、以下順次開催するものとする。

- 平成20年度 胆江圏域 ○平成21年度 二戸圏域
- 平成22年度 両磐圏域 ○平成23年度 開催 なし
- 平成24年度 花巻・北上圏域 ○平成25年度 「東北大会」 盛岡圏域
- 平成26年度 「全国大会」岩手県支部 ○平成27年度 宮古圏域
- 平成28年度 紫波・遠野圏域 ○平成29年度 気仙・釜石圏域
- 平成30年度 岩手圏域

⑤開催内容

大会の開催内容は幹事施設で検討し、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会役員会（以下「役員会」という。）で承認を得るものとする。

⑥開催費用

大会の開催費用は、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会会計から原則200万円以内（協会負担金・会費・広告収入等を含む）の金額を支弁する。但し、開催費用については、役員会で承認後、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会総会（以下「総会」という。）で承認を得るものとする。

⑦その他

上記項目で定めのない事項については、幹事施設と一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会会長（以下「会長」という。）が協議して定めるものとする。但し、会長は協議した事項を役員会で報告するものとする。

⑧施行期日 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

年次別岩手県介護老人保健施設大会

回数	開催年月日	開催場所	当番施設名
第1回	H1年11月14日	宮古市	桜ヶ丘
第2回	2年11月16日	水沢市	清和苑
第3回	3年10月23日	山田町	シーサイドかる
第4回	4年10月20日	北上市	たいわ
現任研修会	5年9月9日～10日	盛岡市	アルテンハイム青山
第5回	6年10月13日～14日	久慈市	樺の里
第6回	7年8月25日～26日	花巻市	サンホーム
第7回	8年8月22日～23日	盛岡市	イーハトーブ
第8回	9年10月22日	大船渡市 県立福祉の里センター	気仙苑
第9回	10年10月14日～15日	盛岡市 盛岡グランドホテル	ケアホームやすみ
第10回	11年7月22日	一関市 ベリーノホテル一関	さいき
第11回	13年9月5日	釜石市 釜石市マリンホテル	はまゆりケアセンター
第12回	14年10月23日	盛岡市 盛岡グランドホテル	カルモナ
第13回	15年11月28日	盛岡市 メトロポリタン盛岡	ヴィラ加賀野
第14回	16年10月21日	陸前高田市 キャピタル1000	松原苑
第15回	17年11月15日	遠野市 遠野市民センター 他	とのお
第16回	19年11月15日	盛岡市 盛岡グランドホテル	ホスピー滝沢
第17回	20年11月10日	奥州市 奥州文化会館 他	ハイムベルク
第18回	21年11月6日	二戸市 二戸パークホテル	湯の里にのへ
第19回	22年9月24日	一関市 ベリーノホテル一関	やまゆり
第20回	24年 月 日	北上市	北上きぼう苑